

工事費内訳書の提出について

平成 27 年 3 月 9 日

上 田 市

平成 26 年 6 月 4 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際にその金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。この改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、工事費内訳書の提出について次のとおり取り扱います。

1 工事費内訳書の提出の義務化

市が発注する建設工事の入札においては、入札書とともに工事費内訳書を必ず提出してください。工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書は無効とします。

2 工事費内訳書の様式

入札公告又は指名通知の際、金額を抜いた工事費内訳書を掲載又は郵送しますので、この様式に金額、必要事項を記入の上、入札書とともに提出してください。この様式によらない工事費内訳書を提出した者が入札した入札書は無効とします。

3 工事費内訳書の確認

- (1) 事後審査型一般競争入札においては、開札後に行う入札参加資格要件の審査時に行うものとします。指名競争入札においては、開札後、落札決定までの間に行うものとします。
- (2) 工事費内訳書の内容を確認し、不備があれば入札書は無効とします。
- (3) 工事費内訳書の工事価格と入札価格は、一致しなければなりません。

4 確認結果への対応

- (1) 工事費内訳書に不備があり、入札書は無効とする場合
 - ア 工事費内訳書が未記入の場合
 - イ 所定の様式によらない場合
 - ウ 記名、押印のない場合
 - エ 金額を訂正し、訂正印がない場合
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない場合
 - カ 同一の入札案件に 2 通以上提出した場合
 - キ 工事価格と工種等の内訳の合計価格が一致しない場合
 - ク 入札価格と工事価格が一致しない場合
 - ケ 工事価格を算出後、値引きにより入札価格と一致させている場合

なお、「ク」又は「ケ」の場合であっても、工事費内訳書の工事価格から 1 万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は有効とします。

【例】

「工事費内訳書 工事価格：7,654,321円	入札書：7,650,000円	【有効】
「工事費内訳書 工事価格：7,654,321円	入札書：7,654,000円	【有効】
「工事費内訳書 工事価格：7,654,321円	入札書：7,654,300円	【有効】
「工事費内訳書 工事価格：7,654,321円	入札書：7,654,320円	【有効】
「工事費内訳書 工事価格：7,654,321円	入札書：7,600,000円	【無効】
「工事費内訳書 工事価格：7,654,321円	入札書：7,645,000円	【無効】

(2) 軽微な不備により、修正等を指示する場合（無効としない場合）

ア 工事費内訳書の日付、発注者名、工事名、工事場所、住所、商号又は名称、代表者氏名の一部に記載漏れがあるが特定できるもの ⇒ 入札参加資格要件の審査時に修正

イ 押印が漏れているが、入札書には押印されている場合 ⇒ 入札参加資格要件の審査時に修正

5 入札後の工事費内訳書の取扱い

- (1) 発注者が入札関係書類（公文書扱い）として保管し、公文書開示請求の対象となります。
- (2) 談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われる場合、その他調査の必要が生じた場合には、詳細な工事費内訳書の提出を求めるとともに、説明を求める場合があります。

6 その他

- (1) 一度提出された工事費内訳書は、書替え（発注者の指示による修正等を除く）、差替え、撤回等はできません。
- (2) 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはなりません。